

▶ 整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

▶ 目標となる基準抜粋

多数の者が利用するカウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上のカウンター又は記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

▶ 解説

ア 適用

- ・ 整備基準では不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するカウンター又は記載台を設ける場合には、1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。
- ・ 目標となる基準は、多数の者が利用する、カウンター又は記載台を設ける場合には、1以上は車いす使用者が円滑に利用できる構造とすることを求めている。

▶ 配慮事項

ア カウンター等

- ・ 立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床および壁にカウンター等を固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。
- ・ カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- ・ カウンター等に溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄りつくとき等にてをかけることができる。
- ・ 机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点滅操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

イ 車いす使用者の利用に配慮したカウンター等の寸法

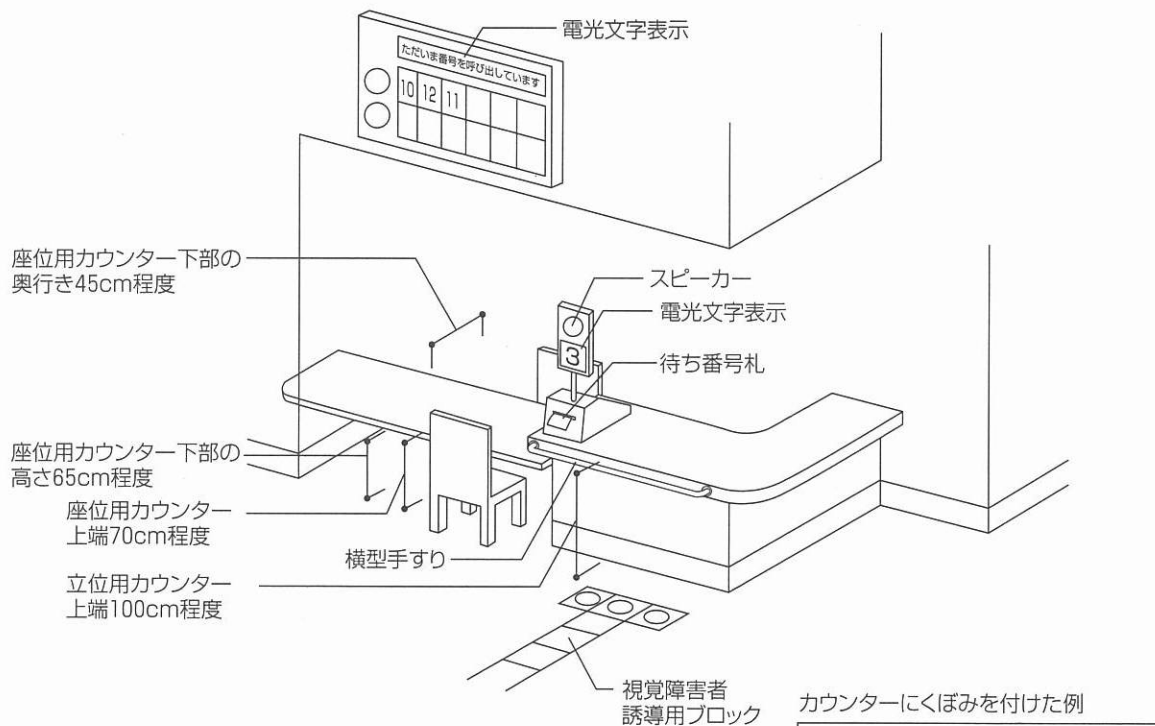
- ・ 高さ 下端 60～65cm程度
上端 70cm程度
カウンター等下部スペースの奥行き 45cm程度

- ・ 車いす使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車いす使用者が回転できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

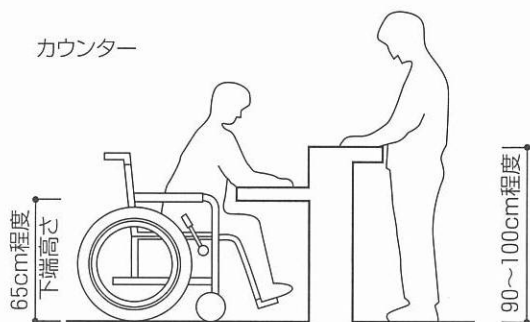
ウ 表示

- ・ 銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者の利用に配慮して電光掲示板、バイブレーター等音声以外の情報伝達装置を併せて設置することが望ましい。

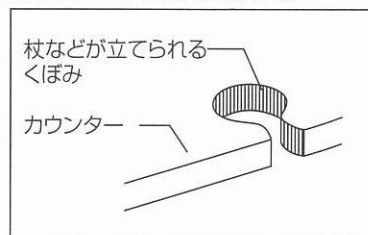
カウンター及び記載台の整備例



カウンター



カウンターにくぼみを付けた例



記載台

